

# 農地制度について

平成16年3月22日  
農林水産省

# 目次

1 . 農地についての諸制度 . . . . .	1
2 . 農地制度の見直しの必要性 . . . . .	2
3 . 検討課題	
( 1 ) 農地の保全と計画的な土地利用の確保 . . . . .	5
農地の確保	
優良農地の確保と計画的な土地利用	
農地転用規制における国と地方の関係	
耕作放棄地への対応	
( 2 ) 農地の効率的な利用の確保 . . . . .	9
農地法に基づく権利移動の規制	
一般の株式会社、N P O等の農地の権利取得	
農地の流動化	
( 3 ) 新たな農地需要への対応 . . . . .	12
都市住民等の多様な農地需要への対応	
多面的機能の発揮	

## 1. 農地についての諸制度

我が国の農地制度は、これまで、農地を取り巻く状況の変化に対応して、優良農地の確保、効率的な利用の確保、多様な需要・多面的機能等新たな農地ニーズへの対応という基本的な考え方に即し、関係法律相互の連携を図りながら逐次整備されてきた。

### 優良農地の確保

- 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）
- ・農用地等の整備・保全を含む総合的な農業振興計画を策定
  - ・保全すべき優良農地の区域（農用地区域）を設定

#### 農地法

- ・農地の転用について規制

#### 集落地域整備法

- ・良好な営農条件及び居住環境の確保

#### 土地改良法

- ・農地を効率的な生産基盤として整備

### 効率的な利用の確保

#### 農地法

- ・農地の権利移動について規制

#### 農業経営基盤強化促進法

- ・効率的・安定的な経営体の育成に向け、農地の利用集積を促進
- ・農業生産法人に対する株式会社の出資制限を緩和
- ・特定遊休農地の所有者等に農地利用計画の届出を義務付け等

#### 構造改革特別区域法

- ・担い手不足等の区域において株式会社等が農地の賃借により農業参入

### 多様な需要・多面的機能等新たな農地ニーズへの対応

- 特定農地貸付法・市民農園整備促進法
- ・市民農園としての農地の貸付を制度化

#### 構造改革特別区域法

- ・耕作放棄地が相当程度存在する区域において市民農園の開設主体を拡充

#### 景観法案（本通常国会に提出中）

- ・景観と調和のとれた農地利用の促進
- ・棚田などの良好な農村景観を維持

## 2. 農地制度の見直しの必要性

農地制度に関しては、農地面積や担い手の減少、個別・分散的な農地転用の発生や利用集積の遅れ、都市住民からの需要の高まり等の新たなニーズ等が生じており、前述の3つの基本的な考え方に即し、以下に掲げるような課題について、スピード感を持って検討することが必要ではないか。

### 【農地制度を取り巻く状況】

将来の見通し

農地面積の減少

平成15年	平成22年(推計)
474万ha	概ね450~465万ha (概ね20万~10万ha減)

担い手の減少、高齢化の進展

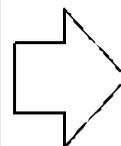
75歳未満の基幹的農業従事者	
平成12年	平成22年(10年単純に加齢させた場合)
209万人	117万人(44%減)

生じている問題

- 個別・分散的な農地転用の発生
- 耕作放棄地の増加
- 農地の利用集積・集団化の遅れ

新たなニーズ

- 規制緩和、地方分権の一層の推進
- 都市住民等からの農地利用のニーズの高まり
- 農業の有する多面的機能に関する国民の関心の高まり



### 【検討すべき課題】

- (1) 農地の保全と計画的な土地利用の確保
- 食料の安定供給のための農地の確保について
    - 食料の安定供給に必要な農地の確保・有効利用を実現するための諸施策の見直しについて検討
  - 優良農地の確保と計画的な土地利用について
    - 優良農地の確保に留意しつつ、多様な土地利用のニーズにも応えていく観点から、農地利用区分等の見直しについて検討
  - 農地転用規制における国と地方の関係について
    - 農地転用規制における国と地方の権限の在り方について検討
  - 耕作放棄地対策の推進について
    - 耕作放棄地の発生抑制等に向けた諸施策について検討
- (2) 農地の効率的な利用の確保
- 農地の権利移動規制の在り方について
    - 新規就農をはじめ多様な担い手の参入促進等の観点から、農地法に基づく農地の権利取得の要件や農業生産法人の要件について検討
  - 一般の株式会社、NPO等の農地の権利取得について
    - 一般の株式会社、NPO等による農地の権利取得について、これらの法人の担い手施策上の位置付けに関する議論と関連させつつ検討
  - 農地流動化の推進について
    - 農地流動化の一層の推進に向け、担い手を明確化し、既存施策の在り方を見直すとともに、一層の推進策について検討
- (3) 新たな農地需要への対応
- 都市住民等の多様な農地需要への対応について
    - 都市住民等の需要に応えた農地の活用方策について検討
  - 多面的機能の発揮について
    - 多面的機能の発揮の観点から、地域の状況に応じた農地の利用・保全の在り方について検討

【農地制度の見直しスケジュールに関連する意見・決定等】

農地法の一部を改正する法律（平成12年12月6日法律第143号）（抄）

附 則

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年（注：平成18年2月末）を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、国内の農業生産の増大を図る観点から、農業経営の法人化の一層の推進等の農業の多様な担い手の確保のための方策及び農地の転用制限の在り方等の優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」（平成14年10月30日）（抄）

分野別の見直し方針と具体的措置の提言

3 公共事業

（5）個別の公共事業分野における課題への対応

都市計画、農地等の土地利用制度

都市計画及び農地転用の制度改正の状況の速やかなフォローアップ等の実施【平成16年度以降を目途に実施】

特例市等への農地転用の権限委譲の在り方の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（平成15年6月27日閣議決定）（抄）

第2部 構造改革への具体的な取組

1. 規制改革・構造改革特区

【具体的手段】

株式会社による農業経営（農地のリース方式）の全国展開

構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得る。

## 第2章 分野別各論

### 8 農林水産業

#### 【具体的施策】

#### 1 農地関連政策

##### （1）農地制度の改革【平成15年度中に検討開始、平成17年度当初までに基本的方向について結論、平成17年度以降逐次実施】

農地制度の改革については、新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業に併せ、以下の観点を踏まえて、所要の措置を講ずべきである。

耕作者主義の見直しに係る論点についての議論を行い、農地を適正かつ効率的に耕作する者に農地の権利取得を認める本来の耕作者主義の明確化と徹底を図ること。

以下の観点到十分留意して、農地制度の体系的・抜本的な見直しを図ること。

- ・農地利用規制（農地転用規制だけでなく、遊休農地の解消なども含む。）の運用の厳格化とその運用の透明性を高めること。
- ・先進的な担い手農家に農地が一層集積される仕組みを構築すること。
- ・農地の所有という形態にこだわることなく、利用権を重視し農地が適正に利用される仕組みへの転換を図ること。自作地を耕作する農家についても、例えば、定期的な農地利用点検などの形で、適切な利用を確保する仕組みを導入すること。
- ・増加が見込まれる不在村の所有者の農地を含め、地域の農地を耕作者の合理的な土地利用に結びつけるための調整機能を充実させること。

農地の利用実態の的確な把握ができる仕組みを講ずること。例えば、土地台帳上の農地とその利用実態に乖離がある状況を調査の上、今後の農地制度の中では乖離が生じない仕組みの検討を行うこと。

農地制度の改革は、利害関係者が多岐にわたる国民的な課題であることを踏まえ、国民各層からの意見を聴取した上で、総合的な検討を実施すること。

以上の検討に当たっては、複雑化している関連制度・組織の可能な限りの簡素化を図ること。

（ 「最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組む」旨閣議決定（平成15年12月26日））

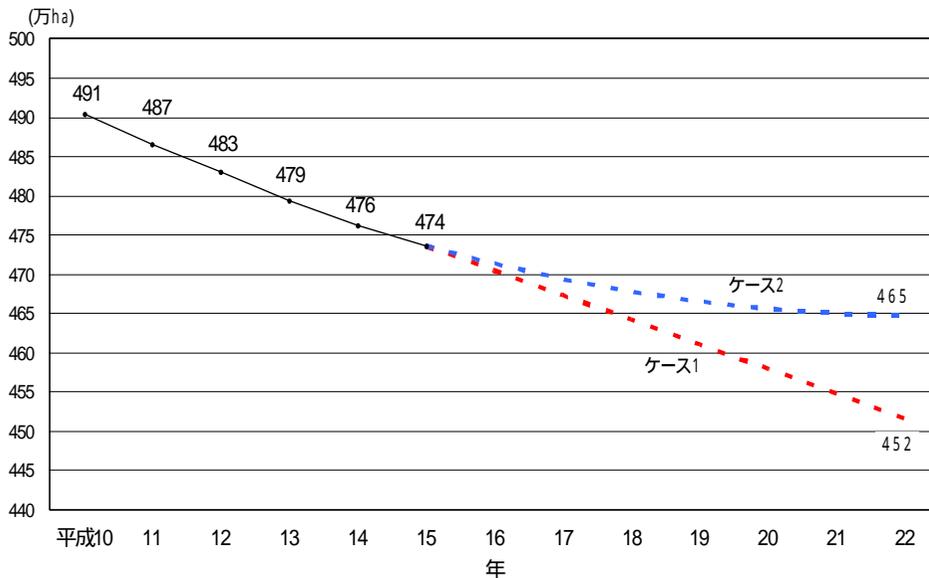
### 3. 検討課題

#### (1) 農地の保全と計画的な土地利用の確保

##### 農地の確保

- 農地面積は、基本計画策定時（平成10年）の491万haから減少傾向で推移し、平成15年現在474万haである。
- 基本計画の見込み（平成22年において470万ha）と比べ減少傾向で推移していることについては、担い手不足等による耕作放棄の発生が抑制されていないこと等が原因と考えられる。
- 最近のすう勢を踏まえて平成22年の農地面積を試算すれば、概ね450万～465万ha程度と見込まれる。
- 食料の安定供給を図るためには、農地の確保及びその有効利用を持続的に実現するための諸施策の見直しを検討する必要があるのではないかと。

耕地面積の推移と推計

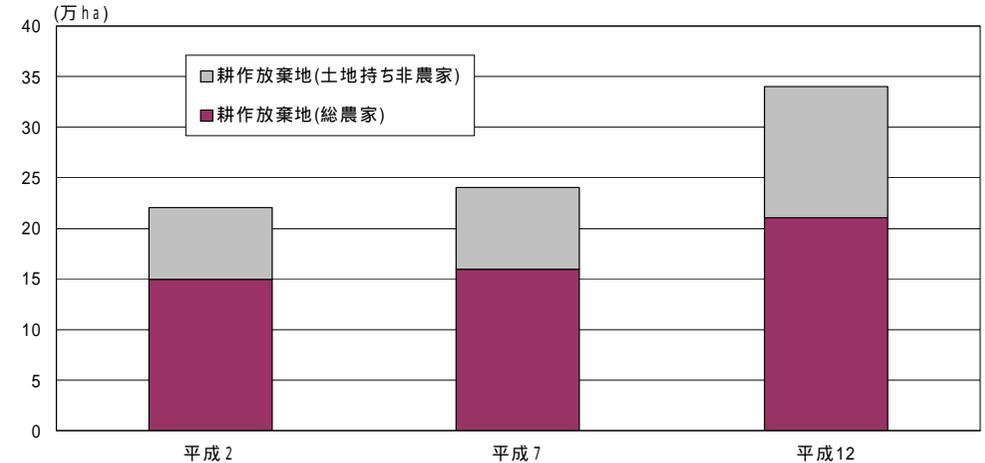


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（平成15年までの実績値）

注：ケース1は、平成12～15年の3年間の減少面積の平均と同程度の面積が今後毎年減少するものと見込んだ場合。

ケース2は、最近の農地面積の減少のペースの鈍化傾向を見込んで試算した場合。

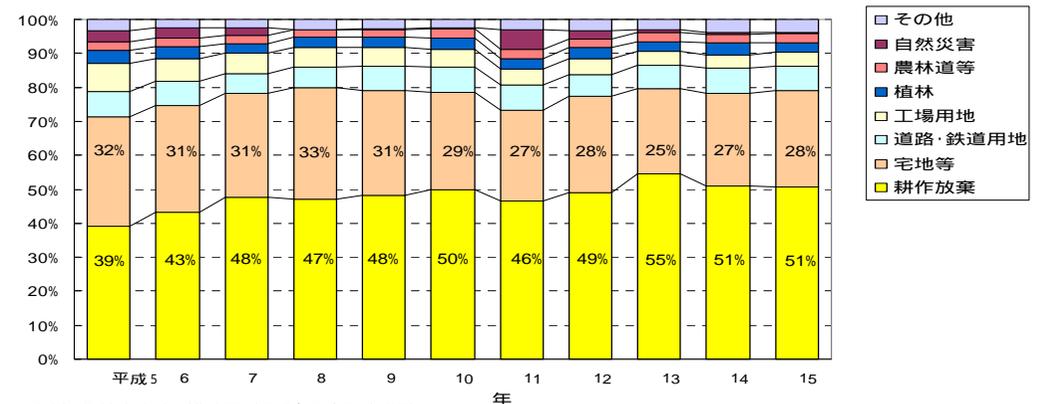
耕作放棄地の推移



資料：農林水産省「農業センサス」

注：農家とは、経営耕地面積が10a以上の世帯等をいい、土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

農地のかい廃理由別割合



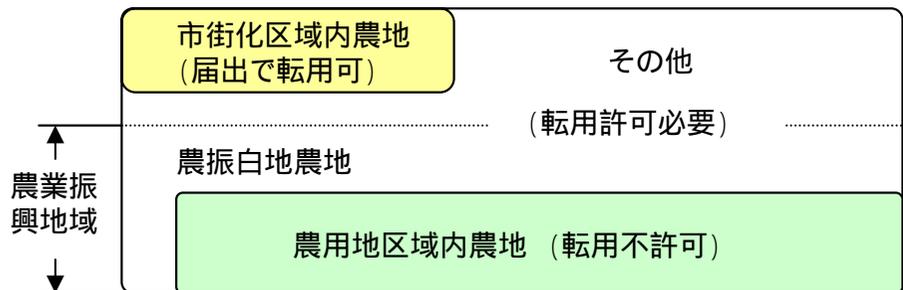
資料：農林水産省「耕地面積及び作付面積統計」

注：かい廃面積には田畑転換の数値は計上していない。その他には耕作放棄を含まない。

## 優良農地の確保と計画的な土地利用

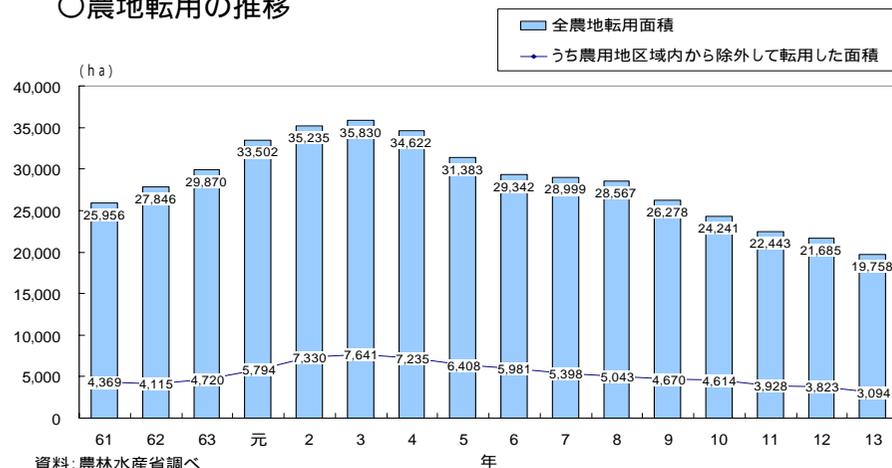
- 優良農地を確保し、無秩序な転用が生じないように、農振法、農地法による措置を講ずるとともに都市計画との調整を図ってきたところである。
- 農地の転用については、平成3年をピークに減少傾向にあり、マクロ的には落ち着いているが、道路沿いや集落周辺部において個別・分散的な転用が見受けられる。
- 現行の農地利用に関する諸制度に対しては、運用の厳格性と透明性が確保されていないとの意見がある反面、転用規制を緩和すべきとの意見もある。また、農地に対する多様なニーズに応えるものとなっていない等の意見もある。（詳細な論点は別添資料15ページ）
- このため、優良農地の確保に留意しつつ、多様な土地利用のニーズにも応えていく観点から、農地利用区分等の見直しの検討が必要ではないか。

### ○農地転用規制の概要



- 農地転用許可制度（農地法）
  - ・個別毎の農地転用の妥当性を審査し、優良農地を確保
  - ・投機目的での農地取得を排除
- 農業振興地域制度（農振法）
  - ・ゾーニングにより優良農地を集団的に確保し、農業振興施策を計画的・集中的に実施

### ○農地転用の推移



### ○今後の検討課題

#### 現行制度に対する意見

- 個別・分散的な転用への対応が不十分。
- 転用規制の運用が厳格でないことが、転用期待を高め、農地集積を妨げる要因にもなっている。
- 地域経済の活性化等の観点から、転用規制を緩和すべき。
- 市民農園、定年帰農等農地の利用に対する非農業者からのニーズに応えるものになっていない。

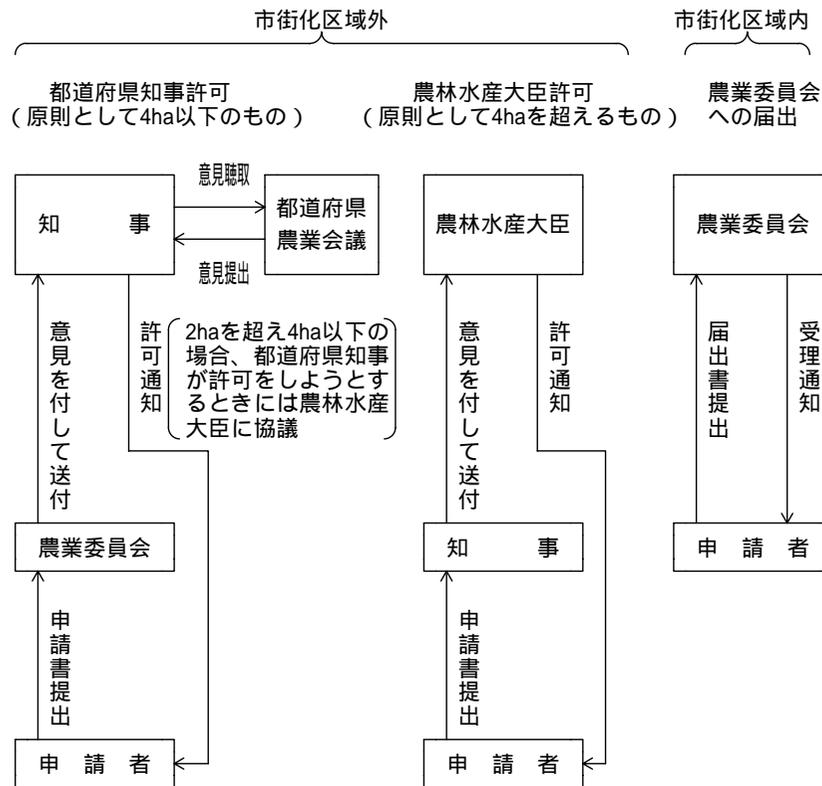
#### 具体的な検討課題

- 地域の多様な需要を踏まえつつ、転用需要を誘導することにより、優良農地を面的に確保
- 都市住民による利用、景観保全などの多面的機能の発揮
- これらの観点から農地利用区分のあり方等の見直しを検討

## 農地転用規制における国と地方の関係

- 国は、国民への食料の安定供給を図るという国の責務も踏まえ、優良農地の確保の方針を示すとともに、優良農地の確保に影響が大きい大規模な農地の転用については自ら慎重に判断している。
- 国の権限については、地方分権にも適切に対応するとの観点から、これまで国から地方への権限委譲等の対応がなされている。
- しかしながら、地方からは一層の権限委譲を求める意見が多い一方で、優良農地の確保は国の責任の下で行うべきとの観点から、地方への権限委譲に批判的な意見もある。
- このため、地方分権にも配慮しつつ優良農地の確保を図るため、農地転用規制における国と地方の権限のあり方にも留意した検討が必要ではないか。

### 農地転用許可における国と地方の役割分担



### 権限委譲、制度運用の透明性確保の経緯

年	地方分権推進委員会等の経緯	農振法・農地法
平成8	・地方分権推進委員会第1次勧告	
平成9	・規制緩和推進計画(閣議決定)	
平成10	・21世紀を切り開く緊急経済対策(経済対策閣僚会議)	
平成10	・地方分権推進計画(閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2haを超え4ha以下の農地転用を農林水産大臣から都道府県知事に権限委譲(農地法)</li> <li>・農地転用許可基準を法定化(農地法)</li> </ul>
平成11		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農振制度に係る事務を自治事務化(農振法)</li> <li>・農用地区域の設定基準、除外基準を法定化(農振法)</li> </ul>
平成13		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2ha以下の農地転用許可事務を自治事務化(農地法)</li> </ul>
平成14	・地方分権改革推進会議の意見 ・国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針(閣議報告)	

## 耕作放棄地への対応

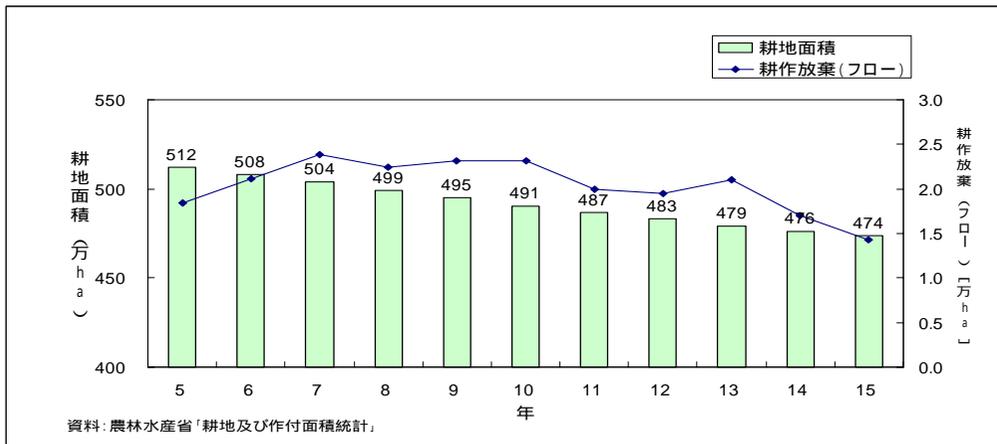
基盤強化法により遊休農地の農業上の利用の増進を図ってきたほか、平成15年には同法の改正により、特定遊休農地の所有者等に対し利用計画の届出を義務付けている。また、耕作放棄地の発生防止に資するよう、担い手への利用集積、基盤整備事業の実施等に加え、平成12年度から中山間地域等直接支払いを実施する等、対策の充実を図ってきている。

農業従事者の減少・高齢化や農産物価格の低迷等を背景に耕作放棄地は増加してきているが、毎年の耕作放棄地の発生面積は、近年、減少傾向にある。また、農振農用地区域内の耕作放棄地面積はやや減少している。

一方、今後も、相続等により、不在村の農地所有者が増加すると見込まれ、平地農業地域であっても引き続き耕作放棄地の増加要因となることが懸念される。

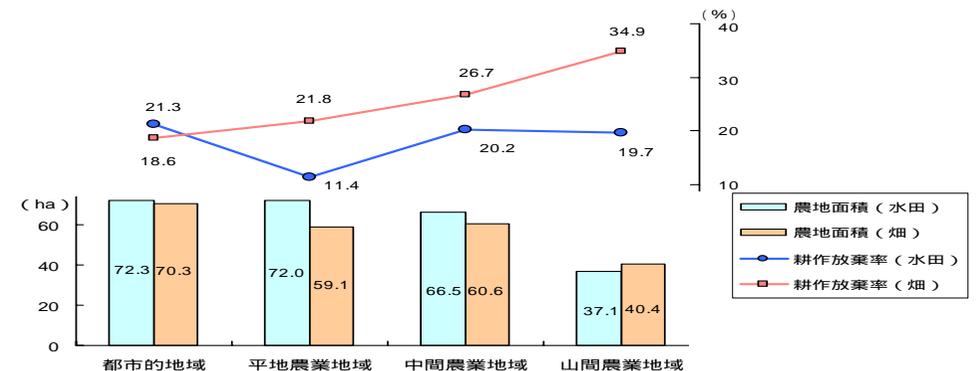
今後は、耕作放棄地の発生抑制等に向けた諸施策について、食料の安定供給のために必要な農地についての議論をも踏まえつつ、その在り方を検討する必要があるのではないか。

### 毎年の耕作放棄の発生面積



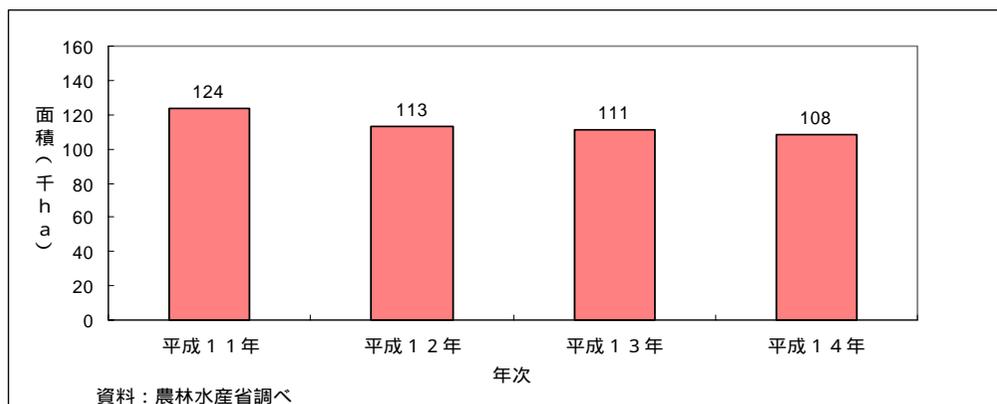
注：「耕作放棄」とは耕作の用に供されていたが、耕作し得ない状態（荒地）になったことが確認された土地。

### 不在村の所有者が所有する農地面積（1市町村平均）とその耕作放棄率

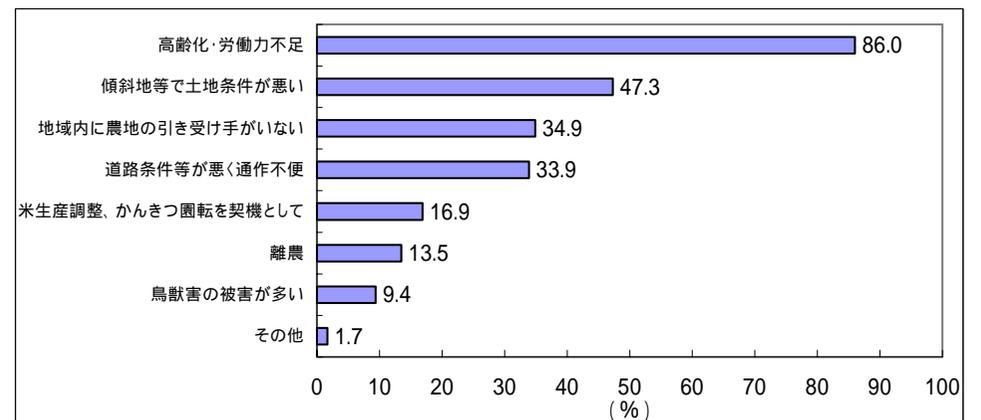


注：調査時点は平成14年3月31日、市町村アンケート回収数は 2,547件

### 農用地区域内の耕作放棄地面積（ストック）



### 耕作放棄地の発生要因（複数回答）



( 2 ) 農地の効率的な利用の確保

農地法に基づく権利移動の規制

農地法は、投機目的の農地取得を排除し、地域の土地・水利用と調和した農地の効率的な利用を確保するため、農地に関する権利の取得を「農地を適正かつ効率的に耕作する者」に限定している。このような考え方は、一般に「耕作者主義」と呼ばれており、「取得者自らが農作業（＝耕作）に常時従事する」という要件の充足を重要な要素としている。

また、法人についても、投機の排除等を目的として、耕作者主体の法人（農業生産法人）に限って、農地の権利取得を認めている。

このような現行制度に対しては、担い手不足等の状況の下、新規就農をはじめ多様な担い手の参入促進等の観点から要件緩和を求める意見がある。今後、農地の効率的な利用の確保という規制本来の趣旨を念頭に置きつつ、こうした観点からも検討を深めていくことが必要ではないか。

【要件緩和に関する意見の概要】 詳細な論点は別添資料19ページ

主な許可基準		緩和すべきとの意見	維持すべきとの意見
権利取得の要件	耕作の事業に供すべき農地のすべてを耕作。	(特になし。)	
	農地の取得者が取得後必要な農作業に常時従事。	企画管理業務に専念して経営発展を目指す者の農地取得が認められるよう廃止すべき	農地のことは耕作者が最も理解しており、それ以外の者の取得を認めると十分な管理が行われないおそれがあるのではないが
	農地面積の合計が原則50a(北海道2ha)以上。( 1 )	新規就農者や趣味的農業者による取得を容認するため緩和又は廃止すべき	非効率な農地利用や担い手の営農の支障にならないが
	農地の効率的な耕作が可能。(機械装備の状況、労働力の状況、通作距離等から判断)	遠隔地に住むものや趣味的農業者による参入を容認するため緩和すべき	非効率な農地利用や担い手の営農の支障にならないが
農業生産法人の要件	法人形態が、農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社又は株式会社(株式譲渡制限のあるもの)。	事業の多角化、新規参入、資金調達の円滑化、外部との協力関係の強化等、経営向上のための取組の支障となるため緩和すべき	「地域に根ざした、耕作者主体の法人」という性格が薄まり、投機の排除、地域との調和等、農業生産法人制度本来の目的が達成されないおそれがあるのではないが
	主たる事業が農業(関連事業含む)。( 2 )		
	構成員が農地提供者等の一定の者。関連事業者等の出資の割合は1/4以下(1構成員では1/10以下)。ただし、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた法人への出資については1/2未満まで可(1構成員当たりの制限はなし。)		
	役員のお半が農業の常時従事者である構成員。役員である常時従事者のお半が農作業従事者。		

注：特区制度により、農地の遊休化が深刻な地域を対象に下限面積を10aまで引き下げることが可能。( 1 )  
 農村滞在型余暇活動を促進すべき地域においては、関連事業として農家民宿の経営が可能。( 2 )

## 一般の株式会社、NPO等の農地の権利取得

一般の株式会社、NPO等の農業生産法人以外の法人による農地の権利取得については、構造改革特区制度により、耕作放棄地が相当程度存在する地域を対象に、農地の権利取得の方法を借入れ方式に限定するなど地域との調和や農地の適正な利用を確保するための手当てを講じた上で、進められている。

この特区制度については、実施状況の検証等を行い、本年末までの間で可能な限り速やかに全国展開について結論を得ることとされている。(弊害が生じないと認められる場合には全国展開)

一般の株式会社等による農地の権利取得に関しては、「農地保全に関する規制を一律、厳格に適用した上で、所有権の取得を認めるべき」との意見や、「少なくとも特区においては所有権の取得を認めるべき」との意見がある。一方で、このような意見に対しては、農業・農村の現場に強い懸念の声がある。

これらの検討課題については、これらの法人を担い手施策上どう位置付けるかという議論と関連させながら、また、農地制度全体における整合性の確保に配慮しつつ、検討していくことが必要ではないか。

### 【特区制度での地域との調和等の確保策】

農地の権利取得の方法を地方公共団体又は農地保有合理化法人からの借入れに限定  
農業に常時従事する役員1名以上を必置  
法人に地方公共団体等との協定の締結を義務付け(協定違反の場合都道府県知事の許可を受けることなく賃貸借の解除が可能)

### 【株式会社一般の農地所有権の取得に関する主要論点】 詳細な論点は別添資料32ページ

農業側の懸念の声	左に対する反論
投機目的の農地取得のおそれがある	転用規制の厳格適用で対処できる
耕作からの撤退により大規模な遊休化につながるおそれがある	遊休化を回避するための新たな措置の導入により対処すべき
産業廃棄物の不法投棄等につながるおそれがある	廃棄物処理法の厳格適用で対処できる
地域ぐるみで行われている土地・水利用に混乱が生ずるおそれがある	一概にそうとは言えず外部からの進出企業が共同作業の中心になる例もある
従来の認定農業者等の育成施策と整合が図られないおそれがある	担い手不足が深刻な現状において杞憂である

### 【特区において農業に参入する法人】

	法人数	株式会社	NPO	その他
食品関連業者	23	13	-	10
建設業者	17	14	-	3
その他	23	7	13	3
合計	62	34	13	15

注1：農林水産省経営局調べ(平成16年3月現在)。ただし、第4次認定予定分を含む。

注2：複数の業種に該当する法人については、それぞれの業種欄に重複して計上しているため、合計は一致しない。

# 農地の流動化

効率的・安定的な経営体が大宗を占める力強い農業構造を実現するためには、経営規模の拡大が不可欠であり、そのため農地の流動化が必要である。

これまでも様々な取組を行ってきたところであるが、担い手の明確化に向けた地域での合意形成が十分ではなかったこともあって、都府県の土地利用型農業を中心に、農地の利用集積は量的にも、集団化等の質的にも不十分である。

このため、今後、地域水田農業ビジョンによる担い手の明確化や、担い手への利用集積と基盤整備事業との一体化の一層の推進を図るとともに、農地の流動化のための法制度、予算事業、税制等の既存の諸施策について、その在り方を見直し、さらに、品目横断的政策への転換等の新たな取組との関連も踏まえ、その一層の推進に向けた検討を行うことが必要ではないか。

## 流動化の推移

目標と実績		集積増加面積	集積対象者(担い手)
集積見込面積(平成22年)	282万ha(A)		
実績	平成8年3月末	180万ha	347千人
	平成9年3月末	188万ha	362千人
	平成10年3月末	196万ha	374千人
	平成11年3月末	204万ha	386千人
	平成12年3月末	210万ha	390千人
	平成13年3月末	215万ha	380千人
	平成14年3月末	218万ha	387千人
	平成15年3月末	221万ha(B)	388千人
集積見込面積との差(A-B)		61万ha	

資料：農林水産省調べ

注：集積見込面積は、農業構造の展望における見込み

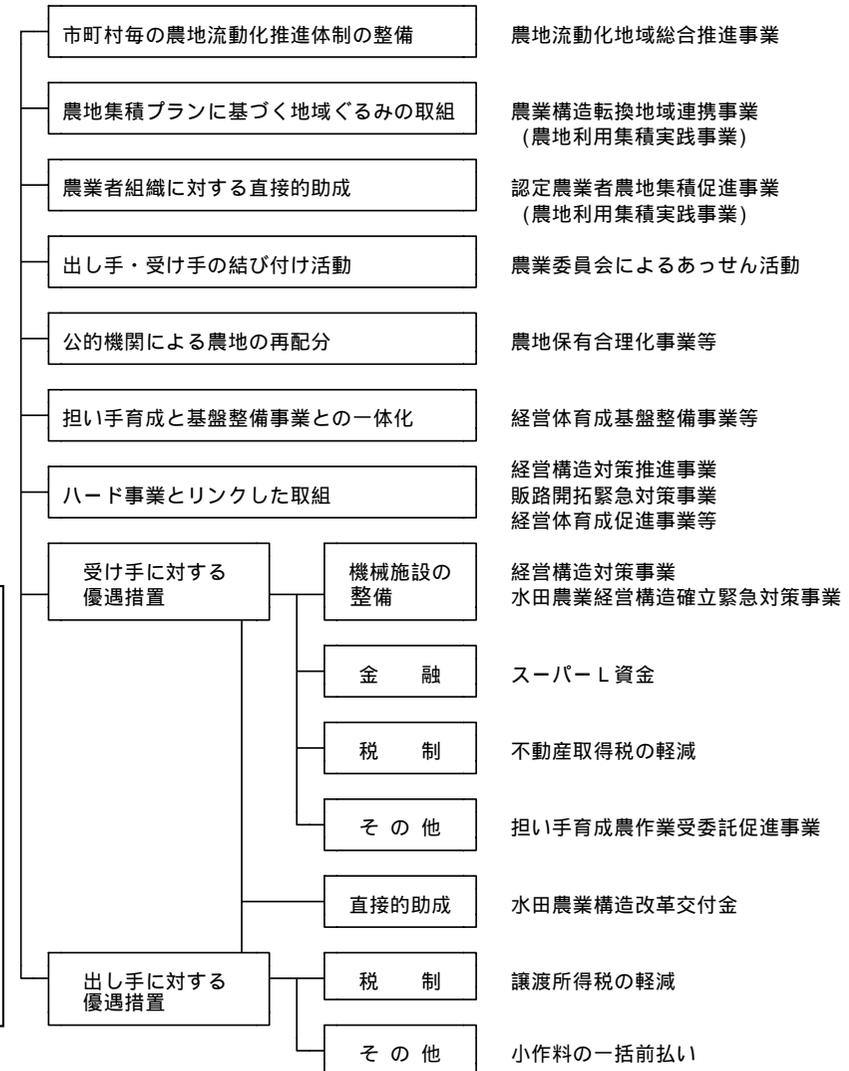
## 水稻作付農家の水田の分散状況

	1戸当たり団地数(箇所)	1団地当たり面積(a)
全国	3.3	24.1
北海道	2.1	267.5
都府県		
計	3.4	21.9
2~3ha	5.1	34.7
3~5ha	6.2	44.8
5~10ha	8.6	55.3
10~15ha	13.6	58.7
15ha以上	13.5	102.1

資料：農林水産省「1995年農業センサス」

## 農地流動化施策の概要

### <基本的施策手法>



## 農地流動化が進まない理由

農地の流動化が進まない原因としては、

農地の資産保有意識が強いこと、また、保有する土地にこだわりがあり、換地や交換分合が進まないこと  
担い手の明確化に向けた地域での合意形成ができていないこと

農業技術の普及等を背景に第2種兼業農家が稲作に特化した経営を持続することが可能であったこと  
(これに対し、北海道においては、就業の場が不足していたこと等から完全離農が進み、農地流動化の契機となった)

農産物価格の下落等により、担い手の規模拡大意欲が低下したこと

小区画ほ場が多く分散しているなど農地の利用条件が整っていないこと

農業従事者の高齢化の進行等により、農地の受け手が不足していること

等の要因が複合的に影響しているものと考えられる。

### (3) 新たな農地需要への対応

#### 都市住民等の多様な農地需要への対応

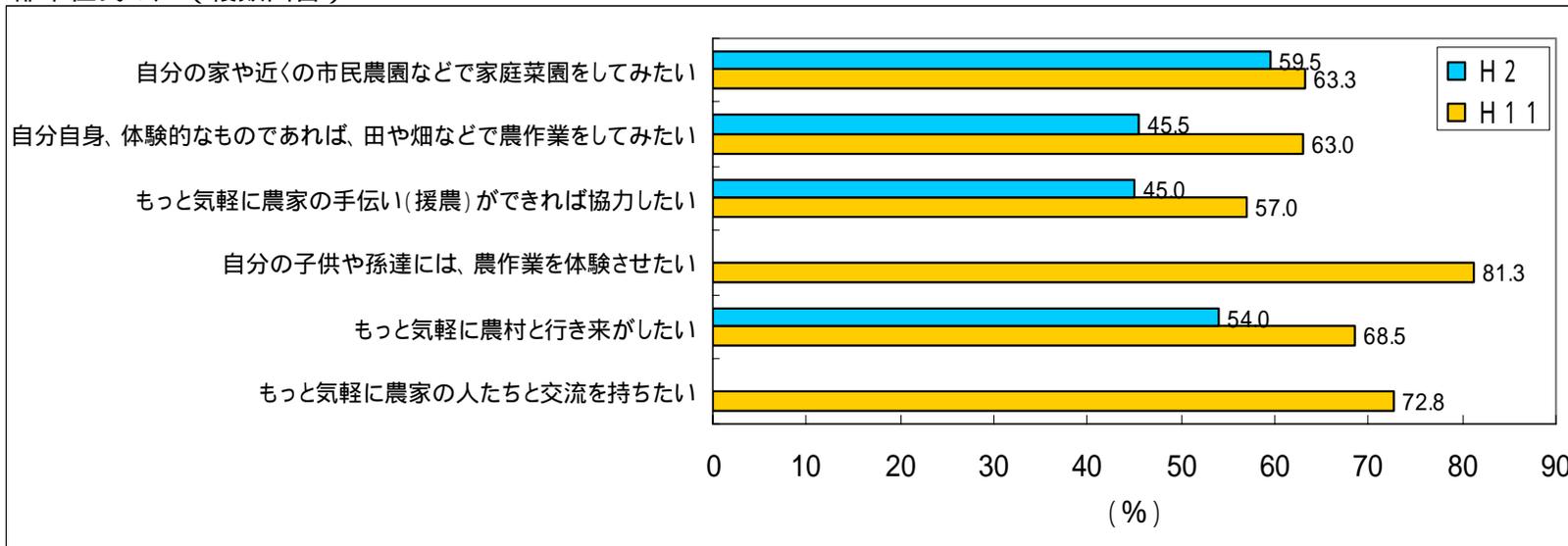
ゆとりや安らぎを求める社会経済情勢の変化に対応して、都市住民等から、広く、農地を農業的に利用したいとの要請が高まっている。

このような要請に応えていくことは、国民生活の向上や農村地域の活性化にも資するものと考えられる。

また、担い手農業者の営農に支障を与えないための配慮が払われた上であれば、将来にわたって農地の生産力を維持するという面からも評価し得るものと考えられる。

このため、担い手への農地集積を軸とした農地の効率的利用の確保策と整合を図りつつ、都市住民等のニーズに適切に応えた農地の活用方策について検討することが必要ではないか。

#### 都市住民の声（複数回答）



資料：(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」

注1：首都圏居住の非農業者400名を対象とするアンケート調査

注2：印の調査項目は、平成11年に新設された項目である。

#### 市民農園に関する既存制度

法律名	概要
特定農地貸付法（平成元年9月施行）	地方公共団体又は農業協同組合が行う都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸し付けについて、農地法等に関する特例を措置。
市民農園整備促進法（平成2年9月施行）	主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するため、農地法、都市計画法等の特例を措置。
構造改革特別区域法（平成15年4月施行）	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要な地域において、地方公共団体、農協以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。

## ②多面的機能の発揮

- 国土保全、水源かん養、景観形成等、農業が多面的機能を発揮していく上で、農地の果たす役割も大きなものと考えられる。
- 今国会においては、農業の多面的機能のうち景観と調和のとれた農業振興を図るため、景観法案を提出したところである。
- 農地の利用・保全の在り方については、今後、このような農業の多面的機能の発揮という観点も踏まえて、地域の状況に応じ、検討を深めることが必要ではないか。

### ○農業の有する多面的機能

・洪水防止(雨水を一時的に貯留し、洪水を防止する働き)



・水源のかん養(田畑から水が地下に浸透し、地下水などを豊かにする働き)



・生態系保全(水鳥やホタル、トンボ、小魚などの住む環境を守る働き)



・保健休養(やすらぎやレクリエーションの場を提供する働き)



・土砂崩壊防止、土壌侵食防止(雨水をゆるやかに地下に浸透させ、土砂の崩壊などを防ぐ働き)



・農村の良好な景観の形成(田園風景などの美しい景観を提供する働き)



・情操教育(農作業体験などを通じて、生命の尊さの理解などの情操を養う働き)



・農村での固有の文化の伝承(伝統文化や祭りなどの行事を継承する働き)



### ○景観法案の概要

#### 景観計画区域

○ 良好な景観の形成を促進する区域

〔市町村※が定める景観計画により指定し、届出制により建築行為等を緩やかに規制誘導〕

※ 広域の場合は都道府県

#### 景観農業振興地域整備計画

○ 景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域。

〔景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導(勧告)  
 ・棚田の畦畔の石積みを保全  
 ・集落の共同作業を支援 など  
 勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を勧告〕

#### ■ 景観地区(都市計画)

○ 市街地の良好な景観の形成を図るべき地区。

#### ■ 景観協定

○ 土地所有者等の協定により、農地の保全・利用等を定めることを可能とする。

#### ■ 市町村森林整備計画の変更

○ 景観に優れた森林の整備・保全を図るべき区域。

農業振興地域

都市計画区域・準都市計画区域

■ 景観協議会  
 ○ 関係行政機関と住民等が協働して取り組む場の提供。

■ 景観整備機構  
 ○ 公益法人、NPO法人を指定。  
 ○ 協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、管理(景観作物の育成等)